

令和7年度中北建設事務所峡北支所管内  
**雪氷対策実施計画**

山梨県 中北建設事務所 峡北支所  
令和7年12月1日

## ＜目次＞

### I .除排雪体制について

- ①除雪実施体制
- ②体制発令基準
- ③関係機関
- ④除雪排雪作業準備
- ⑤事前情報共有
- ⑥道路利用者への情報発信

### II .非常時体制(異常降雪時)における対応

- ①支部内の体制づくり
- ②除雪優先路線
- ③道路管理者間のさらなる連携
- ④交通対策
- ⑤雪崩対応
- ⑥応援要請並びに応援の受け入れ

## I .除排雪体制について

### ①除雪実施体制

中北建設事務所峡北支所(支部)における除雪体制は、次のとおりとする。

#### ■雪氷対策体制

支部長……支所長

副支部長…次長

支部職員…事務所職員

住所 薩摩川内市本町4丁目2-4

TEL 0551-23-3065 (道路課道路維持担当)

FAX 0551-23-3014

#### ■雪氷対策体制の確立期間

令和7年12月1日～令和8年3月31日

#### ■支部の役割

- ・道路交通状況の把握、地域との連携
- ・関係機関との情報共有
- ・異常降雪が予想される場合には速やかな非常体制への移行
- ・支部の業務は別添のとおり

## I. 除排雪体制について

### 支部の業務

体制	支部の業務内容	
	除雪作業	通行規制他
準備体制	1) 委託業者待機状況の確認 2) 各機関との連絡体制の確認	
注意体制	1) 本部への状況報告 2) 路面状況の的確な把握 3) 凍結により、交通に支障がある場合、凍結防止剤の散布を指示 4) 積雪深 10cm に達した場合、除雪作業の開始を指示	1) 必要に応じて、ラジオ、テレビ、防災無線等で広報の依頼
警戒体制	1) 本部への状況報告 2) 凍結により、交通に支障がある場合、凍結防止剤の散布を指示 3) 積雪深が 10cm 以上の場合、除雪作業の継続を指示 4) 委託業者との情報連絡により各道路の積雪状況及び除雪作業の進捗状況を把握し、除雪作業の必要性に応じて「災害時における応急対策業務に関する基本協定書」等に基づいた各支部への応援を要請	1) 必要に応じて、ラジオ、テレビ、防災無線等で広報の依頼 2) 一時的、部分的通行規制の実施
非常体制	1) 本部への状況報告 2) 除雪作業の継続を指示 3) 「異常豪雪時における道路除雪等の相互応援に関する協定」に基づき、本部を通じ、他道路管理者への応援要請を依頼 4) 降雪状況に応じて、本部を通じ、他地方自治体や TEC-FORCE 等への応援要請を依頼	1) 必要に応じて、ラジオ、テレビ、防災無線等で広報の依頼 2) 交通管理者との連携のもと、通行規制、通行止めを実施

## I.除排雪体制について

### 連絡及び配備体制

区分	本部	支部
大雪注意報または大雪警報が発令された場合	防災危機管理課からの連絡を受け、配備当番職員及び支部の第1連絡者に連絡する。 (道路防災担当) 配備当番員は、道路管理課にて配備体制を執る。	道路管理課からの連絡を受け、所定の配備体制に入る。
大雪注意報が大雪警報に切り替えられた場合	防災危機管理課からの連絡を受け、配備当番職員及び支部へ連絡する。 配備体制については、規模を強化して継続する。	道路管理課からの連絡を受け、配備体制については、規模を強化して継続する。
大雪警報が大雪注意報に切り替えられた場合	防災危機管理課からの連絡を受け、支部へ連絡する。 配備体制については、引き続き規模を縮小して継続する。	道路管理課からの連絡を受け、配備体制については、引き続き規模を縮小して継続する。
大雪注意報が解除された場合	防災危機管理課からの連絡を受け、支部へ連絡する。 配備体制については、解除する。	道路管理課からの連絡があるので、必要な連絡を済ませてから配備体制を解除する。

## ②体制発令基準

支部長以下  
参集

### 通常時体制

配備時には、道路課内で待機するものとする。

2名 配備

4名 配備

■準備体制  
【発令基準】  
・気象予報等により降雪または凍結が予想される場合  
・除雪業者の自主待機の確認

道路維持担当対応

■注意体制  
【発令基準】  
・交通に支障が生じる恐がある場合  
・積雪深が10cmに達した場合  
・大雪注意報発令時

配備とは別に  
道路維持担当対応

■警戒体制  
【発令基準】  
・一般交通を確保できないと判断される場合  
・積雪深が20cmに達しさらに降雪の恐れがある場合  
・大雪警報発令時

配備とは別に  
道路維持担当対応

### 非常時体制へ切り替え

→ II.非常時体制(異常降雪時)における対応 参照

#### ■非常体制

##### 【発令基準】

- 路面の積雪状況により広範囲に交通不能と判断される場合
- 県内の広範囲で積雪深が30cmを大きく超えさらに積雪が見込まれる場合
- 異常降雪による災害警戒本部が設置された場合

→災害対策本部体制  
「山梨県災害対策本部立ち上げ」

大

降雪量

### ③関係機関

#### ●高速道路

中日本高速道路(株)八王子支社 甲府保全・サービスセンター

TEL 055-275-5121 (平日昼間) FAX 055-275-5125

TEL 055-275-5128 (休日・夜間)

#### ●警察関係

警察本部交通規制課 TEL055-221-0110

甲斐警察署 TEL 0551-20-0110 FAX 0551-20-0110

北杜警察署 TEL 0551-32-0110 FAX 0551-32-4930

#### ●消防関係

峡北広域行政事務組合消防本部 TEL 0551-22-3311 FAX 0551-22-8747

#### ●国土交通省

甲府河川国道事務所 TEL 055-252-8898 FAX 055-251-2598

#### ●長野県

佐久建設事務所 TEL 0267-82-8273 FAX 0267-82-7400

諏訪建設事務所 TEL 0266-57-2937 FAX 0266-57-2946

I.除排雪体制について

## ④除雪排雪作業準備

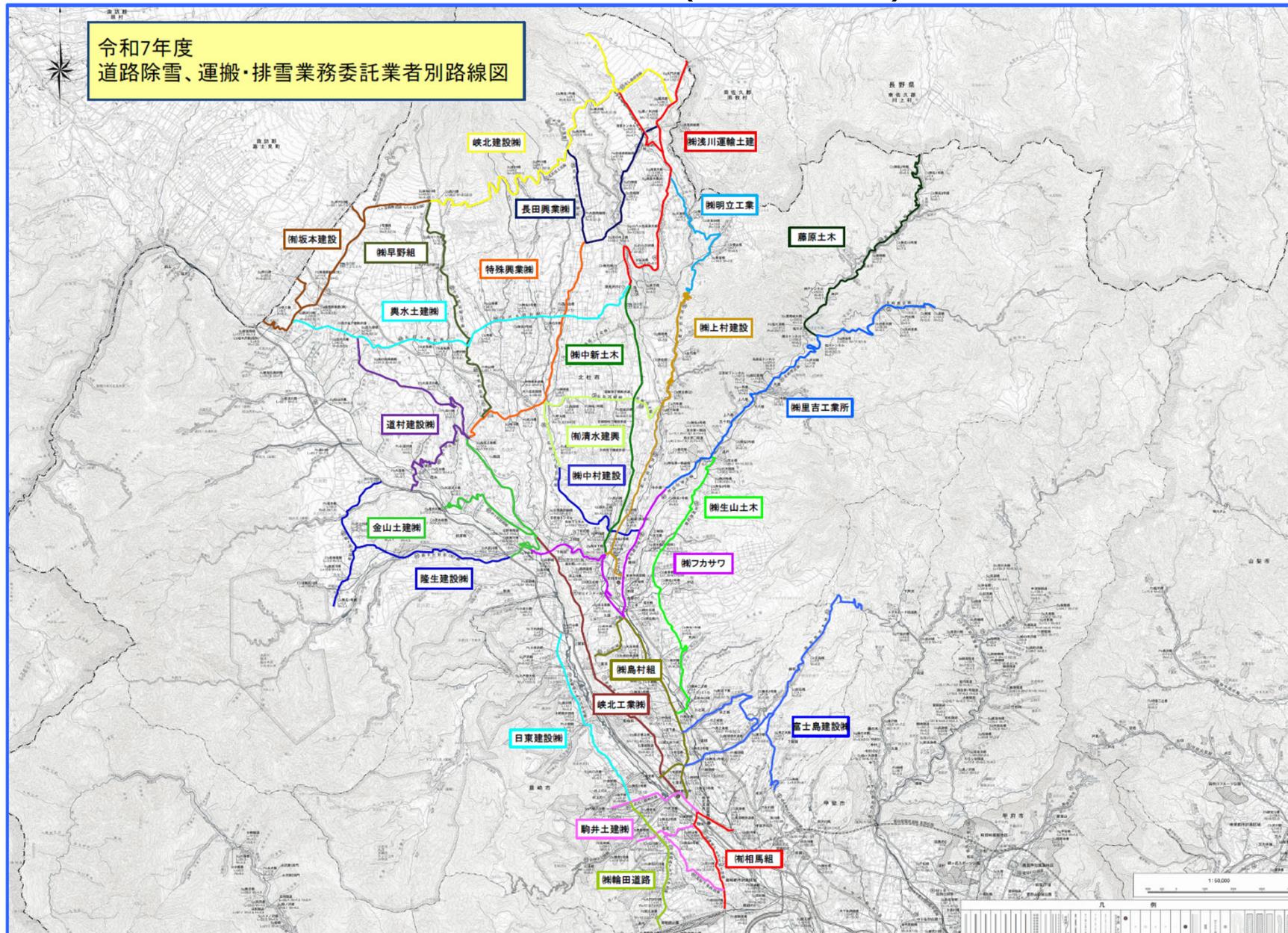
委託業者～除排雪作業～

中北建設事務所峡北支所管内の除雪業者はつぎのとおり

1	( 株 ) 浅川運輸土建	10	( 株 ) 中村建設	19	( 株 ) 生山土木
2	峡北建設(株)	11	( 株 ) 上村建設	20	( 株 ) 島村組
3	長田興業(株)	12	明立工業(株)	21	峡北工業(株)
4	( 有 ) 坂本建設	13	藤原土木	22	富士島建設(株)
5	( 株 ) 早野組	14	( 株 ) 里吉工業所	23	日東建設(株)
6	輿水土建(株)	15	道村建設(株)	24	輪田道路(株)
7	( 株 ) 中新土木	16	金山土建(株)	25	駒井土建(株)
8	( 有 ) 清水建興	17	隆生建設(株)	26	( 有 ) 相馬組
9	特殊興業(株)	18	( 株 ) フカサワ		

## I. 除雪体制について

### 除雪路線区間割図について 26ブロック (詳細は別添)



## I.除排雪体制について

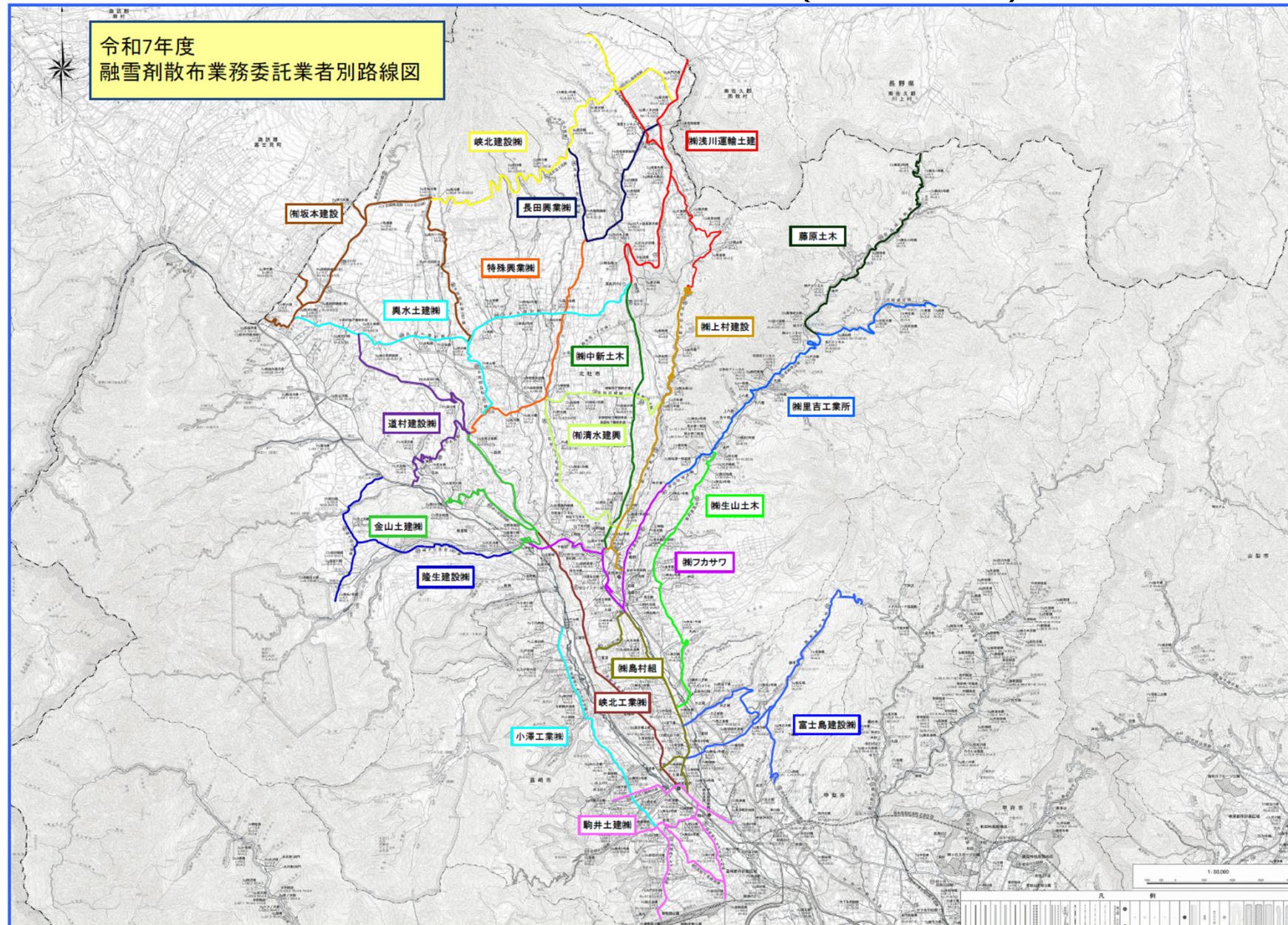
### 委託業者～融雪剤散布作業～

中北建設事務所峡北支所管内の融雪剤散布業者はつぎのとおり

1	( 株 ) 浅川運輸土建	8	特殊興業( 株 )	15	( 株 ) フカサワ
2	峡北建設( 株 )	9	( 株 ) 上村建設	16	( 株 ) 生山土木
3	長田興業( 株 )	10	藤原土木	17	( 株 ) 島村組
4	( 有 ) 坂本建設	11	( 株 ) 里吉工業所	18	峡北工業( 株 )
5	輿水土建( 株 )	12	道村建設( 株 )	19	富士島建設( 株 )
6	( 株 ) 中新土木	13	金山土建( 株 )	20	小澤工業( 株 )
7	( 有 ) 清水建興	14	隆生建設( 株 )	21	駒井土建( 株 )

## I. 除雪体制について

### 融雪剤散布路線区間割図について 21ブロック (詳細は別添)



## I. 除雪体制について

### 除雪作業の待機指示基準

作業種目	待機指示基準
道路巡回／情報連絡	情報連絡業務と巡回要員(巡回員及び運転手)の待機は、以下のいずれかに該当したら指示することができる。 ①気象台予報(大雪注意報以上の予報)が出ているとき。 ②降雪等予測(5cm 以上の降雪または気温 2°C 以下)により、作業が必要と考えられるとき。 ③その他(気象状況により経験的に作業が必要と考えられるとき。)
新雪除雪	機械運転要員(除雪トラック、除雪グレーダ)の待機は、下記の場合において指示することができる。 ①注意報・警報発令または降雪予測が 5cm を越えるとき。

(注) 基地の所在地、降雪量、特性等を考慮し、待機指示の要領等を定めるものとする。

### 除雪作業の出動基準

工種	出動基準
雪道巡回工	1) 気象予報(降雪、凍結予報)により、必要に応じて巡回を実施する。 2) 上記の他、気象状況、路面状況により巡回が必要な下記の場合は巡回を実施する。 (イ) 降雪、路面凍結等で交通障害が予想されるとき。 (ロ) 所轄警察署、道路情報モニター、ドライバー、地域住民から交通障害等に関する情報があつたとき。
一般除雪工	1) 雪が降りはじめ、降雪状況気象通報等からさらに降雪が続くことが予想され、降雪 10cm に達したとき。 2) 路面に残雪が多く、放置すると交通困難な状態となる恐れがある場合。 2) 連続降雪による庄雪の成長防止や、路面の平坦性を確保する必要のある場合。
圧雪処理	1) 気温の変化や通行車のかく乱作用などで圧雪の性質が変わり、極端な不陸が生じ交通障害の原因となる恐れのある場合。
拡幅除雪工	1) 降雪が本格的となり必要幅員の確保が困難になった場合。 2) 雪堤が大きくなり、風雪、地吹雪などで必要幅員な確保が困難となり、交通の障害を起こすと思われるとき。
運搬除雪工	1) 運搬排雪は交通可能な幅員確保が困難となり、引き続き降雪が予想される。
歩道除雪工	1) 監督職員の指示した場合。
凍結防止工	1) 路面凍結が予想される場合、または確認したとき。
消融雪施設の検査	1) 降雪の有無を確認したとき。 2) 路面凍結の有無を確認したとき。(ロードヒーティング)
その他	1) 監督職員の指示があるとき。

## 融雪剤散布作業の実施基準

### ●通常時

通常時（事前散布）は、山間部カーブ区間およびトンネル出入口区間の日陰、橋梁部（市街地含む）等で降霜、雨水、融雪水により路面が湿潤しており、夕方から早朝にかけての路面温度低下により路面凍結が発生する恐れのある箇所について凍結前に散布を行う。

予想最低気温概ね3°Cを目安に、路面状況等により散布の判断を行う。  
融雪剤散布業務委託受託者21社により実施。

### ●除雪時・除雪後

除雪時の散布は、降雪圧雪により除雪作業が困難な場合に除雪作業補助のために実施する。

除雪後の散布は、除雪後路面の再凍結の恐れがある場合に実施する。  
融雪剤散布業務委託受託者21社により実施。

## I. 除排雪体制について

### 管理境の路線

これらの路線の除雪等作業については、除雪作業や融雪剤散布のタイミング（管理レベル）を合わせる。

#### －中北建設事務所－

甲府韮崎線（塩川橋）  
韮崎南アルプス中央線（御勅使上橋）  
韮崎昇仙峡線（深田公園）  
島上条宮久保絵見堂線（燕橋）  
韮崎南アルプス富士川線（御勅使橋）

### 除雪協力区間

先に到着した事務所が除雪作業を進める除雪協力区間をつぎのとおり設定する。

なお、非常時はもとより平常時においてもこの取り決めによるものとする。

#### －中北建設事務所－

甲府韮崎線（塩川橋～下宿交差点）  
韮崎昇仙峡線（深田公園～ホッチ峠）

## ⑤事前情報共有

### 「中央道・山梨長野県境冬期道路情報連絡会議」

#### -道路管理者-

- ・甲府河川国道事務所
- ・長野国道事務所
- ・長野県諏訪建設事務所
- ・中日本高速道路(株)八王子支社 甲府保全サービスセンター
- ・中日本高速道路(株)八王子支社 松本保全サービスセンター

#### -交通管理者-

- ・山梨県警察 北杜警察署
- ・長野県警察 茅野警察署

### 「長野県諏訪建設事務所・佐久建設事務所・山梨県峡北支所 道路雪氷等調整会議」

なお、他関係機関には個別説明する。

## ⑥道路利用者への情報発信

雪道対策に関する注意喚起

- ・各路線の降雪状況や路面状況
- ・通行状況
- ・通行規制の実施/解除の見込み
- ・除雪作業状況及び見込み

なお、情報発信は本部で行う。

## Ⅱ.非常時体制(異常降雪時)における対応

非常時においては、非常時除雪体制へ移行するものとする。

- ①支部内の体制づくり
- ②除雪優先路線
- ③道路管理者間のさらなる連携
- ④交通対策
- ⑤雪崩対応
- ⑥応援要請並びに応援の受け入れ
- ⑦道路利用者への情報発信

## Ⅱ.非常時体制(異常降雪時)における対応

### ①支部内の体制づくり

非常時体制移行時には、支部において下記の体制を速やかに構築する。

情報収集・連絡班

除雪作業指示班

現場対応班

窓口対応班

総務班

## ②除雪優先路線

他管理者からの計画的応援要請路線はない。  
なお、緊急的に応援要請があれば対応するものとする。

### ■最優先路線

国道141号（国道20号分岐～長野県境）  
北杜富士見線（長野県境～小淵沢I.C入口）  
韮崎昇仙峡線（甲府韮崎線分岐～韮崎I.C入口）  
長坂高根線（長坂I.C入口～国道141号分岐）  
須玉インター線（全線）

### ■優先路線

甲府韮崎線（塩川橋～韮崎昇仙峡線分岐）  
茅野北杜韮崎線（長野県境～甲府韮崎線分岐）  
長坂高根線（茅野北杜韮崎線分岐～長坂I.C入口）  
小荒間長坂停車場線（北杜消防署長坂分署～長坂高根線分岐）  
小倉百観音線（須玉中田線分岐～韮崎消防署須玉分署）  
須玉中田線（国道141号分岐～小倉百観音線分岐）  
韮崎南アルプス富士川線（御勅使橋～船山橋北詰）

Ⅱ.非常時体制(異常降雪時)における対応

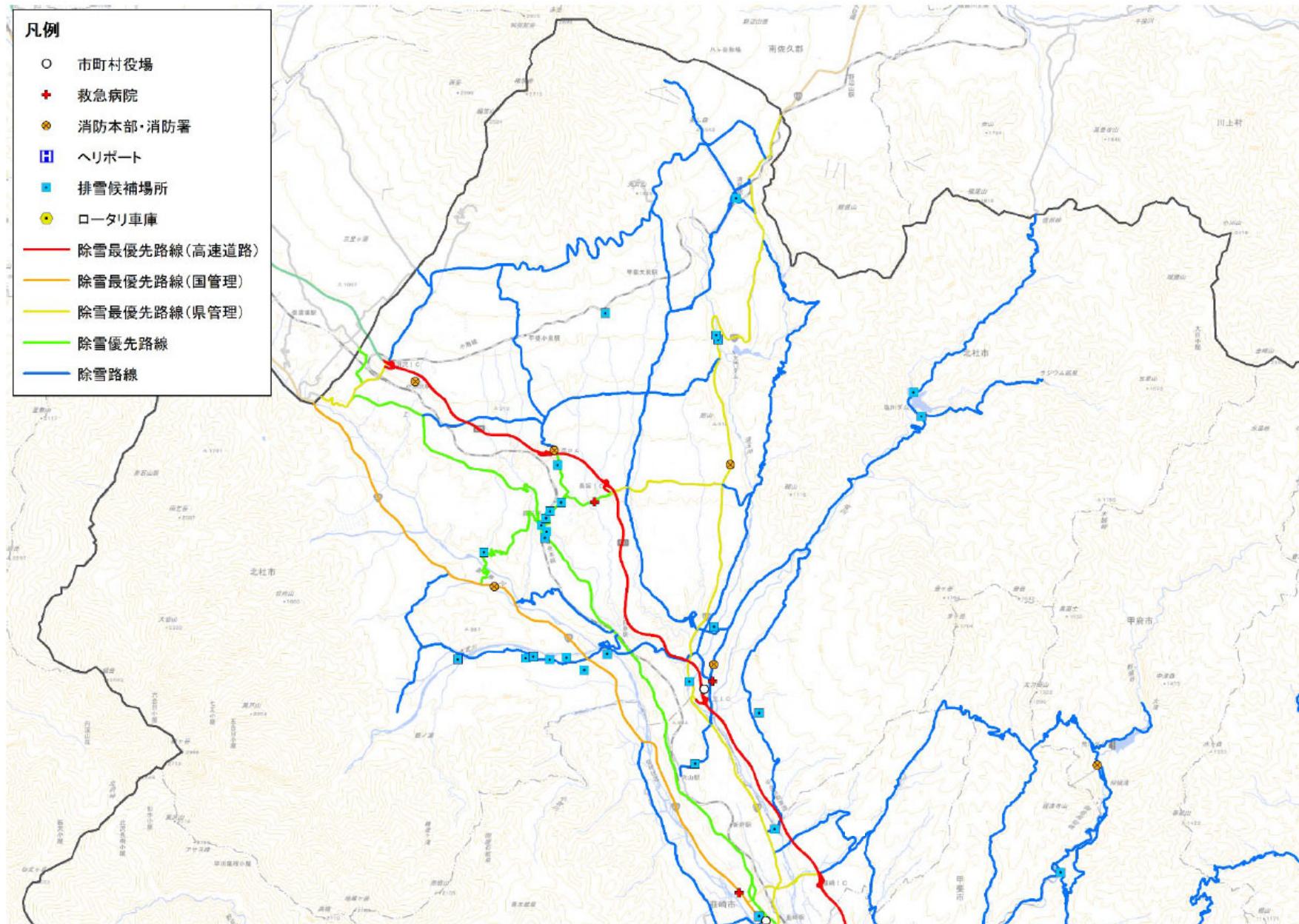
## 除雪目標

区分	除雪目標
①除雪最優先路線	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、常時交通を確保する。異常降雪時においては、降雪後約5日以内に2車線の確保を図る。
②除雪優先路線	2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で待避所を設ける。異常降雪時には、7日程度以内に2車線又は1車線の確保を図る。
③除雪路線	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。状況によっては、一時通行不能もやむを得ない。

※異常降雪とは、非常体制発令に匹敵する程度（30cm以上）の降雪をいう。

## Ⅱ.非常時体制(異常降雪時)における対応

### 非常時における除雪最優先路線区間について①



## Ⅱ.非常時体制(異常降雪時)における対応

### 非常時における除雪最優先路線区間について②

